

## 新) 公益財団法人小山市スポーツ協会の申請書等における押印の特例に関する規程

この規程は、協会事務を簡素化することにより、加盟団体の負担軽減及び利便性の向上を図るため、協会規程に定める協会長等へ提出される申請書、申込書、届出書その他の書類への押印省略の適用について新たに定めるものです。

### 公益財団法人小山市スポーツ協会の申請書等における押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、協会事務の簡素化を図ることにより、加盟団体の負担軽減及び利便性の向上を図るため、協会長等へ提出される申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 申請書等のうち、次に定めるものを除いて、原則として押印を要しないものとする。

- (1) 加盟及び脱会に伴う届出書類
- (2) 監査報告書
- (3) 職員の雇用手続きなどに関する書類
- (4) 行政機関及び関係団体等から押印の必要を求められる書類

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。